

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第15、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております篠原雅美氏の任期が、平成28年7月1日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は町内本通三丁目1番15号にお住まいで、昭和28年9月28日生まれの現在62歳でございます。

経歴につきましては、昭和52年に財団阪大微生物研究会観音寺研究所を退職後、夫の経営する有限会社篠原電機商会を手伝いながら、多度津商工会議所女性部副会長として地域の方々からの信頼も厚く、かつ、中立公正さを兼ね備えており、人権擁護委員として最適任と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成28年7月2日から平成31年7月1日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第3号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。